

ID: 212

担当部署: 上下水道課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 第13条		
例規番号	昭和59年条例第17号		
<b>【基準】</b> 第13条の規定による。 (延滞金) 第13条 管理者は、第7条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金額にその納付期日の翌日から納付の日までの期日に応じ、年14.6パーセント(納付期日の翌日から1月を経過する日までの期日については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日